

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会 議事録

- 日 時：令和8年3月4日（水）17:30～17:45
- 場 所：中央合同庁舎8号館8階 特別大会議室
- 出席者：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣府孤独・孤立対策推進室長、警察庁生活安全局長、消費者庁次長、こども家庭庁支援局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省行政評価局長、法務省大臣官房司法法制部長、法務省人権擁護局長、文部科学省総合教育政策局長、文化庁次長、厚生労働省社会・援護局長

議 事 録

（新田内閣官房内閣審議官）

定刻になりましたので、「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」幹事会の会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の司会進行は、議長の命により、私、内閣官房内閣審議官の新田が務めさせていただきます。

「旧統一教会」問題をめぐっては、令和6年1月に「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」で取りまとめた「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」に基づいて、関係府省庁が連携して被害者等支援のための取組をこれまで進めてまいりました。

こうした中、令和5年に文部科学大臣が行った「旧統一教会」に対する解散命令請求について、御案内のとおり、本日、東京高裁が、「旧統一教会」の解散を命じた東京地裁の決定を維持するという決定を行いました。

今後、裁判所による監督の下、清算手続が進められることとなりますが、政府としても、清算手続における被害者救済が適切に行われるようにとの観点も含め、引き続き、被害者等の救済にしっかりと取り組んでいくことが重要であり、官房長官から、関係省庁が連携して取り組むよう、御指示があったところです。

そこで、本日の会議では、これまでの被害者等支援の取組状況を共有するとともに、清算手続開始後の被害者支援策について御議論いただきたいと考えております。

それでは議事に入ります。

まず、文化庁の伊藤次長から、解散命令請求に関する東京高裁の決定がなされたことなどについて、御報告をお願いいたします。

（伊藤文化庁次長）

ただ今、内閣審議官から御報告いただきましたが、本日、東京高裁において、文部科学大臣が申立てを行った解散命令請求について、「旧統一教会」を解散させる旨の決定が確定したところです。今後、「旧統一教会」側から最高裁判所に対して不服申立

てがされることも予想されますが、その場合でも、高裁の決定をもって、被害者に対する賠償を始めとした債務の弁済など、清算手続が開始されることとなります。今回の解散によって「旧統一教会」の代表役員を含む責任役員は退任となり、東京地方裁判所より清算法人として存続する法人の代表者である清算人として、弁護士の伊藤尚氏が選任されたところです。

(新田内閣官房内閣審議官)

ありがとうございました。

次に、令和6年1月に開催した関係閣僚会議で取りまとめた『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策』に基づく取組状況については、資料1のとおり、関係府省庁から、事前に資料を共有いただいております。

これらの支援策は引き続き適切に実施していただくよう、御対応をよろしく申し上げます。

次に、清算手続開始後の被害者等の支援策についてです。今般の東京高裁決定を踏まえ、清算手続における被害者支援を含めた、清算手続開始後の「旧統一教会」問題の被害者等への支援策を講じることとしたく、資料2のとおり、整理を行ったところです。

まず、「清算手続における被害者支援策」が挙げられます。内容としては、4点ございます。清算手続開始の周知、清算人への情報提供等、清算人の取組の周知、清算の妨害への対応です。

次に、「被害者等に寄り添った支援」が挙げられます。資料3を御覧ください。この資料のとおり、令和6年1月に取りまとめられた「充実・強化策」を着実に実施することとしています。

ここで、これまでの取組状況や、資料2の支援策の具体的な内容について、文化庁と法務省、警察庁から御説明をいただきます。

まず、文化庁の伊藤次長、お願いいたします。

(伊藤文化庁次長)

資料2の取組に関する文化庁の取組について御説明いたします。

まず、一つ目の点ですが、本日、東京高裁の決定がなされ、今後、清算手続が開始される旨の文部科学大臣談話を直ちに発信するとともに、文部科学省、文化庁のウェブサイトでも周知しているところです。

また、二つ目の点については、今回のような清算を念頭に、昨年10月に指針を決定したところです。個別具体的な清算については、裁判所による監督の下、飽くまで清算人の判断で行うものではありませんが、清算による財産状況の把握のため、清算人から求められた場合には、関係府省庁の皆様におかれても可能な範囲で清算人に御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

(新田内閣官房内閣審議官)

ありがとうございました。

続きまして、法務省大臣官房司法法制部 内野部長、お願いいたします。

(内野法務省大臣官房司法法制部長)

法テラスにおいては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめに基づいて、令和4年11月から靈感商法等対応ダイヤルの運用を開始し、問合せのあった被害者等に対し、適切な相談窓口や法テラスによる支援の紹介、弁護士への具体的な引継ぎなどを行ってまいりました。靈感商法等対応ダイヤルは、清算手続開始後も継続して運用するものです。今後は、清算人、また、関係府省庁等とも連携しながら、問合せのあった被害者が適切に清算手続に引き継がれるよう、被害者に対し、清算手続における債権届出の窓口やその方法等を具体的にお伝えするなど、清算手続において被害者の救済が行われるよう、積極的に協力してまいりたいと考えています。

(新田内閣官房内閣審議官)

ありがとうございました。

続いて、警察庁生活安全局 山田局長、お願いいたします。

(山田警察庁生活安全局長)

まず、これまでの取組ですが、警察においては、旧統一教会に関連する相談として、令和4年9月以降、本年1月末までに約1000件の相談を受けているところです。関係機関と連携の上、相談内容に応じた指導・助言を行うなど、必要な対策を講じてきたところです。今後もこうした取組を引き続き推進していくこととしております。

また、清算事務を妨害する行為に対しては、清算人等からの相談あるいは各種通報の内容に応じて、警察において、関係部門が連携しながら、妨害行為に対応するため、あるいはこうした行為を防止するため、必要な措置を講じることとしております。これによって、清算事務の安全の確保にも配慮してまいりたいと考えております。

(新田内閣官房内閣審議官)

ありがとうございました。

ただいまの御説明を含め、資料2の「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」(案)について、御質問、御意見等はございますか。

(発言なし)

それでは、資料2のとおり、これまで実施してきた「充実・強化策」を着実に実施していくことはもとより、清算手続における被害者等支援を、関係府省庁が連携して、政府一丸となって講じていきたいと思っております。

その方向で御協力よろしく申し上げます。

本日の議事は以上になります。

最後に、当幹事会議長である阪田内閣官房副長官補の取りまとめがございます。

ここでプレスが入りますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

それでは、閉会に当たり、議長である阪田内閣官房副長官補から、本日の会議結果の取りまとめをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(阪田内閣官房副長官補)

『旧統一教会』問題の被害者等に対し、政府としては、これまで、令和6年1月の「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」で取りまとめた「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」に基づき、関係府省庁が連携して被害者等に寄り添った支援を進めてまいりました。

そうした中、文部科学大臣が行った旧統一教会に対する解散命令請求について、本日、東京高裁が、旧統一教会の解散を命じた東京地裁の決定を維持する旨の決定を行いました。

今後、裁判所による監督の下、裁判所が選任した清算人により旧統一教会の清算手続が進められることになり、特定不法行為等やその他の不法行為による被害者への賠償等は、清算手続において行われることとなります。政府としても、清算手続における被害者救済が適切に行われるようにとの観点も含め、引き続き、被害者等の救済にしっかりと取り組んでいくことが重要であり、官房長官から、関係府省庁が連携して取り組むよう、御指示があったところです。

このような状況を受け、本日の会議では、今般の東京高裁決定を踏まえ、清算手続における被害者支援を含めた「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」を取りまとめました。

まず、清算手続において被害者への賠償等が適切に行われるよう、

1点目として、清算手続開始の周知

2点目として、清算人が「旧統一教会」の財務状況の的確な把握ができるよう、清算人の求めに応じた情報提供等

3点目として、法テラスにおける靈感商法等対応ダイヤルを始めとする関係機関の相談窓口に問合せのあった被害者等への清算人の取組の周知

4点目として、清算を妨害する行為等への適切な対応を行うこととしています。

また、金銭面に限らない様々な悩みを抱える被害者等への支援として、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」における相談・支援体制の強化や、社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化等の、被害者等に寄り添った支援を着実に実施することとしております。

本日取りまとめた被害者等支援策に基づき、関係府省庁は引き続き緊密に連携し、必要な支援の取組をしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

(新田内閣官房内閣審議官)

ありがとうございました。

プレスは退室してください。

(報道関係者退室)

以上をもちまして、「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」幹事会を終了します。

— 以 上 —